表12 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(支給以外の件数が判明しているもののみ)

	- 木3万工///ra-0-341/96旧号(11 X/((平成13)					平成14)	午度	
分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	生式		支給/請求		士44/3九字	±±++;				士仏/油宝
大只		請求	支給	文紹/請水	小 支紹	文紹/决正	請求	支給	文紹/請氷	小文 紹	支給/決定
≡2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不 自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負 担のかかる業務による腰痛	81	44	54.3%	34	56.4%	107	65	60.7%	51	56.0%
≡4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群	750	558	74.4%	149	78.9%		(632)			
t	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工 程における業務による次に掲げる疾病	80	86	107.5%	9	90.5%	114	94	82.5%	6	94.0%
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	6	7	116.7%	1	87.5%	8	8	100.0%	0	
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	100.0%	0		1	1	100.0%	0	
3	4アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0		0		0	0		0	
4	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0		0		0	0		0	
5	ビス (クロロメチル) エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0		0		1	1		0	
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0		0		0	0		0	
7	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	53	54	101.9%	6	90.0%	95	77	81.1%	3	96.3%
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0		0		0	0		0	
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0		0		0	0		0	
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	1	1	100.0%	1	50.0%	0	0		1	
11	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫 瘍	0	0		0		0	0		0	
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0		0		0	0		0	
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務 による肺がん	10	15	150.0%	0		6	5	83.3%	0	
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における 業務による肺がん又は上気道のがん	4	4	100.0%	0		1	2	200.0%	0	
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0		0		0	0		0	
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは 精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程 における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0		1		0	0		1	
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィ ンにさらされる業務による皮膚がん	1	1	100.0%	0		0	0		0	
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0.0%	0		2	0		1	
九	その他業務に起因することの明らかな疾病		(146)					(532)			
	じん肺症患者に発生した肺がん	55	43	78.2%	13	76.8%	127	113	89.0%	6	95.0%
	非災害性脳血管疾患	452	96	21.2%			541	202	37.3%		
	非災害性虚血性心疾患等	238	47	19.7%	$oxed{oxed}$		278	115	41.4%		
	精神障害等	246	67	27.2%			341	112	32.8%		
	請求・不支給件数が判明しているものの合計(振動	1,962	997	50.8%			2,231	1,291	57.9%		
Ш	障害、じん肺・合併症を除く)		731		205	78.1%		862		198	81.3%